

社会福祉法人 大慈厚生事業会  
養護老人ホーム 大慈吉祥園  
運営規定

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人大慈厚生事業会（以下「法人」という）が設置運営する養護老人ホーム大慈吉祥園（以下「施設」という）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるように適切に支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努める。

3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 養護老人ホーム 大慈吉祥園
- 二 所在地 神戸市西区蘆谷町長谷13-1

(職員の職種、定数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、養護老人ホームの指定基準より次のとおりとする。

- 一 施設長 1名  
職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、職員に規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数  
健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 2名  
入所手続き、日常生活上の相談対応や処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行い、主任生活相談員は支援員等を指導するほか施設の利用に際しての調整、その他必要な業務を行う。
- 四 主任支援員 1名

処遇計画に沿った支援が行われるよう支援員を指導し、日常生活上の支援の管理を行う。

五 支援員 1名

処遇計画に基づき、入所者の有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。

六 看護職員 1名

健康状態を把握し、医師と連携をとり療養上のお世話を行う。

七 栄養士 1名

献立を立て栄養管理を行い、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに調理員の指導業務を行う。

八 調理員、事務員その他職員 施設の実情に応じた適當数

(入所定員)

第5条 当施設の定員は、70名とする。

(処遇計画)

第6条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者について心身の状況や置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しをしなければならない

(処遇の方針)

第7条 入所者について、その者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況に応じて社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練、その他の援助を妥当適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 職員は入所者の処遇に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 入所者、その他家族に説明し同意を得る。

(身体拘束)

第8条 入所者の処遇に当たっては当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行ってはならない。なお緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむ

を得なかった理由を記録しなければならない。

- 2 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について支援員その他の従業者に周知徹底を図ること
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - 三 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施し、内容を記録すること
  - 四 新規採用時には必ず身体拘束などの適正化の研修を実施すること

（虐待防止に向けた体制等）

第9条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 1 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 2 虐待防止検討委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待などの相談、報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討などを行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合によって他の委員会と一体的に行う。
- 3 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い再発防止に努める。

（相談、援助）

第10条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。
- 4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。
- 5 施設は、入所者の外出の機会を確保するように努める。

6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。

7 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させる又は清拭を行う。

8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

(日課)

第11条 施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践する。

(余暇活動)

第12条 施設長、生活相談員等は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるように努める。

(日用品等の給貸与)

第13条 入所者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与する。

(食事)

第14条 入所者に対し、栄養及び入所者の身体状況・嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

(居宅介護サービスの利用)

第15条 施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。)) になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ）を受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(健康管理)

第16条 施設長、医師及び看護職員は、常に入所者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録する。

(衛生管理及び感染症対策)

第17条 施設は、入所者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行う。

一 衛生知識の普及指導

二 年2回以上の大掃除

三 月1回以上の消毒

四 週2回以上の入浴又は清拭

五 2か月に1回以上の調髪

六 その他必要なこと

2 施設は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具の管理を適切に行う。

3 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

- 4 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に研修及び訓練を行い（年2回以上）、介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとする。

（記録の整備、処遇の状況に関する記録について）

第18条 サービスの提供を行うにあたり、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 従業者は、サービスの提供に関する以下に挙げる記録を整備する。

- 一 入所者個別に作成した処遇計画
- 二 入所者個別のサービス提供の記録
- 三 その他必要な記録

3 保存期間はその完結の日から5年間保存するものとする。

（入所者の入院期間中の取り扱い）

第19条 施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむ得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮する。

（入所）

第20条 施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮する。

（入所時の面接）

第21条 施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、施設の目的、方針、目標、入所者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努める。

（退所事由）

第22条 次の場合は、実施機関に連絡し退所処置を講じるとともに関係者に連絡する。

- 1 退所の申し出があったとき
- 2 無断で退所し帰所の見込みがないとき
- 3 病院等に入院し3か月以上経過したとき及び3か月以上の入院が見込まれるとき
- 4 死亡したとき
- 5 その他施設長が退所の必要を認めたとき

（社会復帰の支援）

第23条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必

要な援助に努める。

- 2 施設は、入所者の退所後も必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに適切な援助を行う。

(無断退所)

第24条 入所者が無断で10日以上、帰所しないときは、次の事項を措置実施機関に連絡します。

- 一 退所(推定)日
- 二 退所原因
- 三 その他必要な事項

(日課の励行)

第25条 入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、支援員などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(面会時間と消灯時間)

第26条 面会時間は、原則として午前9時から午後5時、消灯時間は午後9時

(喫煙)

第27条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙に協力いただくものとする。

(飲酒)

第28条 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力いただくものとする。

(外出及び外泊)

第29条 入所者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設に届け出を行う必要がある。

(健康保持)

第30条 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康検査は、特別な理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第31条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

(禁止行為)

第32条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 金品の貸借、物のやり取り
- 二 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 三 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 四 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

五 指定した場所以外で火気を用いること。

六 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第33条 管理者は非常災害に備え施設の点検設備、避難、救出訓練など実施する諸記録を整備する。

- 1 消火、避難警報その他の防火に関する設備及び火災発生の恐れのある個所の定期点検
- 2 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練などの実施
- 3 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する
- 4 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める

(居室)

第34条 入所者の居室は、全室個室とし、ベッドなど必要な備品を備えなければならない。

(静養室)

第35条 入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を医務室又は職員室に隣接して設けなければならない。

(洗面所及び便所)

第36条 居室がある各階に洗面所や便所を設ける。便所については、男子用と女子用を別に設けなければならない。

(医務室)

第37条 入所者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入所者を診察するために必要な医療品及び医療器具を備えなければならない。

(職員室)

第38条 居室のある階ごとに居室に近接して職員室を設け、机、いすや書類等保管庫など必要な備品を備えなければならない。

(職員の服務規程)

第39条 職員は、介護保険関連法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 1 入所者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける
- 3 お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心がける

(職員の質の確保)

第40条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 施設は、入所者に対するサービスに直接かかわる職員に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする

(個人情報保護・開示等)

第41条 施設及び職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持することを厳守する。

- 2 施設は、職員が退職した後も正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入所者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設保有データの開示請求については、介護に関する個人情報開示の規定に基づいて行うこととする。
- 6 施設は、個人情報保護に係る規定を公表する。
- 7 施設は、介護に関する個人情報開示の規定を公表する。

(緊急時の対応)

第42条 入所者の病状に急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、対応内容を記録に残し施設長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第43条 入所者に事故が生じた場合には、応急措置、医療機関への搬送などの措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施する。

(苦情処理)

第44条 入所者及びその家族等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口、第三者委員を設置するなど必要な措置を講じ、解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ記録に残し、入所者及びその家族に説明するものとする。

(地域との連携)

第45条 施設は運営に当たり、地域住民または住民の活動との連携や協力を行うなど、

地域との交流に努めなければならない。

(運営規定の閲覧)

第46条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示する。

(協力医療機関等)

第47条 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定める。

2 施設は、治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

(勤務体制等)

第48条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

2 入所者に対するサービスの提供は、施設の職員によって行う。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(職場におけるハラスメント)

第49条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(カスタマーハラスメント)

第50条 入所者またはその身元引受人(家族)に、施設内で以下のような行為が見られた場合、ハラスメント等に該当し、サービス提供の中止または契約解除できる。

1 施設の職員又は他の入所者に対して行うハラスメント(たたく、つねる、蹴る、手を払いのける、大声を出す、無視、怒鳴る、唾を吐く、理不尽なサービスの要求)などの迷惑行為

2 施設の職員又は他の入所者に対してセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、ヌード写真をみせる、性的な話をする、下半身を丸出しにする)などの迷惑行為

3 施設職員又は他の入所者に対して行う悪質なクレームやストーカー行為(特定の職員につきまとう、長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム)などの迷惑行為

4 サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNS等に掲載すること

5 その他、規定に定めていることに反する行為

(施設の利用にあたっての留意事項)

第51条 入所者は居室及び共用施設を清潔に整理整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、入所者の過失により壊したり、汚した場合にはその損害を弁償し、又は現状に修復しなければならない。

(その他の施設運営に関する重要事項)

第52条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要な事項は、大慈厚生事業会と当施設の施設長との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、平成8年4月1日より実施する。

この規定は、平成11年4月1日より実施する。

この規定は、平成16年4月1日より実施する。

この規定は、平成30年4月1日より実施する。

この規定は、令和4年11月1日より実施する。